

最高裁秘書第3412号

令和4年12月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

9月30日付け（10月4日受付、第040346号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和4年8月の以下の文書

- (1) 最高裁判所の口頭弁論期日（判決期日は除く。）において、傍聴人に配付した資料
- (2) 最高裁判所の家庭局News

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）